

平成 20 年度「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」等に関する、以下の業務における実施状況等の内容

西企画第 146 号(平成 14 年 11 月 22 日)により申請した「地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化」に係る業務

西企画第 147 号(平成 14 年 11 月 22 日)により申請した「兵庫県『兵庫情報ハイウェイ』への高速 ATM リング専用サービスの提供」に係る業務

西企画第 86 号(平成 15 年 8 月 8 日)により申請した「法人向け I P 電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務

西企画第 87 号(平成 15 年 8 月 8 日)により申請した「固定電話発 - 050 I P 電話着の県間伝送料金設定」に係る業務

西企画第 196 号(平成 16 年 1 月 28 日)により申請した「固定電話発 - 携帯電話着の県間伝送料金設定」に係る業務

西企画第 17 号(平成 16 年 4 月 28 日)により申請した「集合住宅向け I P 電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務

西企画第 173 号(平成 16 年 11 月 9 日)により申請した「戸建て住宅向け I P 電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務

西企画第 62 号(平成 18 年 6 月 29 日)により申請した「兵庫県による情報通信基盤構築に係る行政区域 - 異行政区域間におけるイーサネットインターフェース形式の回線サービスの提供」に係る業務

西企画第 89 号(平成 18 年 9 月 1 日)により申請した「地域 I P 網経由のエンドユーザ間 I P v 6 通信に係る料金設定」に係る業務

西企画第 89 号(平成 19 年 10 月 25 日)により申請した「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務

西企画第 90 号(平成 19 年 10 月 25 日)により申請した「次世代ネットワークを利用した I P 電話サービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務

西企画第 91 号(平成 19 年 10 月 25 日)により申請した「イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務

1 . ネットワークのオープン化

(1) 地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化

本業務に係るネットワークのオープン化措置としては、「特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「I P 通信網県間区間伝送機能」として、接続約款に定め公表しております。(添付資料 1 ・ 2)

また、認可の際付された条件 1 に従い、本業務の実施にあたり、自ら構築し

た県間伝送路に関する県間中継光ファイバの利用に係る提供条件等については、平成 15 年 2 月に公表し実施しているところですが、平成 20 年度においては、新たに県間中継光ファイバの提供区間を追加し、平成 20 年 11 月に公表しました。(添付資料 3)

なお、接続要望のあった他事業者様との協議において、当社が公表している条件以外の接続要望については、他事業者様の要望内容を踏まえ、提供条件等の提示を実施しております。(添付資料 4)

(2) 兵庫県『兵庫情報ハイウェイ』への高速 ATM リング専用サービスの提供

本業務の実施にあたり、自ら構築した県間伝送路に関する県間中継光ファイバの利用に係る提供条件等については、「(1) 地域 IP 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化」に記載のとおり実施しております。

なお、他事業者様からの新たな要望事項はありませんでした。

(3) IP 電話サービスの県間伝送等料金設定

本業務は他事業者様との相互接続により、既存の中継系交換設備を用いて実現しており、そのオープン化措置としては、「中継交換機能」、「中継交換機回線対応部専用機能」、「中継交換機回線対応部共用機能」、「関門交換機接続ルーティング伝送機能」として、接続約款に定め公表しております。(添付資料 5・6)

なお、認可の際付された条件 1・2 に従い、以下の措置を講じております。

他事業者設備のコロケーション手続きとの同等性の確保

本サービスの提供に用いるメディアコンバータ等の設置については、他事業者様設備のコロケーション手続きと同等の手続きを実施することとしております。

なお、その旨は接続約款にも定めております。(添付資料 7)

既存の番号ポータビリティの仕組みの活用

利用者の電気通信番号について同番移行を行う場合は、他事業者様に提供している既存の番号ポータビリティと同様、接続約款に定める一般番号ポータビリティの仕組みを用いて実施しております。(添付資料 8)

(4) 固定電話発 - 050 IP 電話着の県間伝送料金設定

本業務は他事業者様との相互接続により、既存の中継系交換設備を用いて実現しており、そのオープン化措置としては、「中継交換機能」、「中継交換機回線対応部専用機能」、「中継交換機回線対応部共用機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料 5)

(5) 固定電話発 - 携帯電話着の県間伝送料金設定

本業務は他事業者様との相互接続により、既存の中継系交換設備及び端末系交換設備を用いて実現しており、そのオープン化措置としては、「中継交換機能」、「中継交換機回線対応部専用機能」、「中継交換機回線対応部共用機能」、「加入者交換機能」、「携帯・自動車電話事業者特殊精算機能」、「加入者交換機回線対応部専用機能」、「加入者交換機回線対応部共用機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料5・9)

(6) 兵庫県による情報通信基盤構築に係る行政区域 - 異行政区域間におけるイーサネットインターフェース形式の回線サービスの提供

本業務は、自ら構築した既存の県間伝送路を利用しており、県間中継光ファイバの利用に係る提供条件等については、「(1) 地域IP網の県間接続によるフレッツサービスの広域化」に記載のとおり実施しております。

なお、他事業者様からの新たな要望事項はありませんでした。

(7) 地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に係る料金設定

本業務は他事業者様との相互接続により、既存の地域IP網を用いて実現しており、そのオープン化措置としては「特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料10)

(8) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定、次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定及びイーサネットサービスの県間役務提供・料金設定

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「中継交換機能」、「中継交換機回線対応部専用機能」、「中継交換機回線対応部共用機能」、「閉門交換機接続ルーティング伝送機能」、「IP通信網県間区間伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料2・5・6・11)

また、本業務の実施にあたり、自ら構築した県間伝送路に関する県間中継光ファイバの利用に係る提供条件等については、「(1) 地域IP網の県間接続によるフレッツサービスの広域化」に記載のとおり実施しております。

なお、電気通信事業者に対し、次世代ネットワークのインターフェース条件、相互接続手続等についての説明会を実施するとともに、IPv4アドレス枯渇に伴うIPv6インターネット接続の実現については、平成20年4月よりISP事業者様と協議を重ね、実現方式等の検討を行いました。(添付資料12)

2 . ネットワーク情報の開示

(1) 地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化

当社の地域 I P 網との接続に関するネットワーク情報の開示について、他事業者様からの新たな要望はありませんでした。

なお、地域 I P 網との接続に必要なインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、従来より接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 1 3）

また、県間中継光ファイバとの接続に必要なインターフェース条件については、その条件を公表しております。（添付資料 1 4）

(2) 兵庫県『兵庫情報ハイウェイ』への高速 A T M リング専用サービスの提供

当社の高速 A T M リング専用サービスとの接続に関するネットワーク情報の開示について、他事業者様からの新たな要望はありませんでした。

なお、高速 A T M リング専用サービスとの接続に必要なインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 1 5）

また、県間中継光ファイバとの接続に必要なインターフェース条件については、「(1) 地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化」に記載のとおり実施しております。

(3) I P 電話サービスの県間伝送等料金設定

他事業者様網との接続に必要な中継系交換設備のインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 1 6）

(4) 固定電話発 - 050 I P 電話着の県間伝送料金設定

他事業者様網との接続に必要な中継系交換設備のインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 1 6）

(5) 固定電話発 - 携帯電話着の県間伝送料金設定

他事業者様網との接続に必要な中継系交換設備および端末系交換設備のインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 1 6 ・ 1 7）

(6) 兵庫県による情報通信基盤構築に係る行政区域 - 異行政区域間におけるイーサネットインターフェース形式の回線サービスの提供

当社のイーサネットインターフェース形式の回線サービスとの接続に関するネットワーク情報の開示について、他事業者様からの新たな要望はありませんでした。

なお、イーサネットインターフェース形式の回線サービスとの接続に必要なインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、従来より契約約款に定め公表しております。(添付資料 1 8)

また、県間中継光ファイバとの接続に必要なインターフェース条件については、「(1) 地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化」に記載のとおり公表しております。

(7) 地域 I P 網経由のエンドユーザ間 I P v 6 通信に係る料金設定

当社の I P v 6 通信等の接続に関するネットワーク情報の開示について、他事業者様からの新たな要望はありませんでした。

他事業者様網との接続に必要な収容局ルータのインターフェース条件については、サービス提供開始に際し、新たなインターフェース条件について接続約款(技術的条件集)に定め公表しております。(添付資料 1 9)

(8) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定、次世代ネットワークを利用した I P 電話サービスの県間役務提供・料金設定及びイーサネットサービスの県間役務提供・料金設定

本業務の実施にあたっては、接続に必要なインターフェース条件については、接続約款(技術的条件集)ならびに I P 通信網サービス、音声利用 I P 通信網サービス及び L A N 型通信網サービスに係る技術参考資料に定め公表しております。(添付資料 2 0 ・ 2 1 ・ 2 2)

3 . 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

当該業務と同様の業務を実施する又は実施しようとする際に必要不可欠な情報へのアクセスについて、他事業者様からの新たな要望はありませんでした。

なお、従来より当社の保有する光ファイバ及びコロケーションに関する情報開示を実施しております。(添付資料 2 3)

4 . 営業面でのファイアーウォール

従来から以下の措置を講じて公正な競争が阻害されることのないようにしており、平成 20 年度においても継続して実施しております。

本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達（他事業者情報等の適正利用に関する規程〔平成 11 年 7 月 1 日制定、平成 19 年 8 月 1 日改定〕）、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。（添付資料 2 4）

電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護及び公正競争遵守の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。（添付資料 2 4）

- ）お客様情報を、他事業者様と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
- ）出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
- ）ID 管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。

平成 20 年度の具体的実施状況

全支店の社員及び当該業務を委託した子会社等の社員を対象に、顧客情報の保護・適正利用及び公正競争遵守に関する説明会（他に研修等）を実施（平成 20 年 7 月～平成 21 年 2 月）。

全社員および当該業務を委託した子会社等の社員を対象に、お客様情報の適正な取扱いに関する e ラーニングを実施（平成 20 年 10 月～11 月）。

全支店の社員及び当該業務を委託した子会社等の社員を対象に、社員用マニュアル及び公正競争遵守に関する再周知を実施（平成 21 年 3 月）。

また、当該業務と既存のサービスとのバンドルサービスの提供を行う際は、公正競争を阻害しないよう措置を講ずる考えです。

5 . 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）及び収支状況

当該業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内業務と会計を分計しており、当該業務との間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行っております。（添付資料 2 5）

当該業務に関する平成 20 年度の収支状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

業務	営業収益	営業費用	営業利益
(1)地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化	5,799	2,108	3,690
(2) I P 電話サービスの県間伝送等料金設定	7,210	9,507	2,297
(3)固定電話発 - 050 I P 電話着の県間伝送料金設定	677	528	149
(4)固定電話発 - 携帯電話着の県間伝送料金設定	2,150	1,356	794
(5) 地域 I P 網経由のエンドユーザ間 I P v 6 通信に係る料金設定	162	234	72
(6) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定	99	1,218	1,118
(7) 次世代ネットワークを利用した I P 電話サービスの県間役務提供・料金設定	5	621	616
(8) イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定	31	1,125	1,093

なお、当該業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び営業費(顧客獲得に要する費用を除く)の合計額を上回るよう設定しております。

6. 関連事業者の公平な取扱い

(1) 地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化

他事業者様との接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料1・2)

なお、平成20年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(2) 兵庫県『兵庫情報ハイウェイ』への高速 A T M リング専用サービスの提供

本業務の実施に係る県間伝送路の構築については、他事業者様等から I R U で調達するのではなく、当社自ら実施するものであり、関連事業者を取扱う機会はありませんでした。

なお、自ら構築した県間伝送路に関する県間中継光ファイバの利用に係る関連事業者の取扱いについては、「1．ネットワークのオープン化」等に記載のとおり、公平性・透明性を確保しております。

(3) I P 電話サービスの県間伝送等料金設定

他事業者様との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料5・6)

なお、平成20年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(4) 固定電話発 - 050 I P 電話着の県間伝送料金設定

他事業者様との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料5)

(5) 固定電話発 - 携帯電話着の県間伝送料金設定

他事業者様との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料5・9)

(6) 兵庫県による情報通信基盤構築に係る行政区域 - 異行政区域間におけるイーサネットインターフェース形式の回線サービスの提供

本業務の実施に係る県間伝送路の構築については、他事業者様等から I R U で調達するのではなく、当社自ら実施するものであり、関連事業者を取扱う機会はありませんでした。

なお、自ら構築した県間伝送路に関する県間中継光ファイバの利用に係る関連事業者の取扱いについては、「1．ネットワークのオープン化」等に記載のとおり、公平性・透明性を確保しております。

(7) 地域 I P 網経由のエンドユーザ間 I P v 6 通信に係る料金設定

他事業者様との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料10)

なお、平成20年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(8) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定、

次世代ネットワークを利用した I P 電話サービスの県間役務提供・料金設定
及びイーサネットサービスの県間役務提供・料金設定

他事業者様との接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 2・5・6・11)

また、次世代ネットワークを利用したフレッツサービス及び IP 電話サービス並びにイーサネットサービスの県間伝送路の提供事業者様の選定手続きについては、公平性・透明性に十分留意し、具体的には以下のとおり実施しております。(添付資料 26)

次世代ネットワークを利用したイーサネットサービスの県間伝送路

A)平成 20 年 2 月 22 日：募集開始

当社と接続している全事業者様に対し、募集案内を送付

B)平成 20 年 4 月 30 日：応募意思表示締切り

西日本エリア内の県間伝送路： 1 社から意思表示あり

C)平成 20 年 5 月 27 日：選定結果通知

応募事業者に対し選定結果を通知

次世代ネットワークを利用したフレッツサービス及び IP 電話サービスの県間伝送路

A)平成 20 年 5 月 9 日：募集開始

当社公式ホームページにて、募集案内を掲載

B)平成 20 年 6 月 27 日：応募意思表示締切り

西日本エリア内の県間伝送路： 1 社から意思表示あり

C)平成 20 年 7 月 30 日：選定結果通知

応募事業者に対し選定結果を通知

また、他の市場支配的な電気通信事業者様とは別個の設備を構築するとともに、排他的な共同営業は行っておりません。

7. 利用状況

本業務に関する平成 20 年度末現在の契約数等の状況は以下のとおりです。

(1) 地域 I P 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化

	フレッツ・オフィス ワイド 128	フレッツ・オフィス ワイド 1500	フレッツ・オフィス ワイド ATM
契約数	21	51	3

	フレッツ・オフィス ワイド イーサネット	フレッツ・オフィス ワイド ギガビットイーサ
契約数	301	48

	フレッツ・オフィス (サーバ共用型)							フレッツ・オフィス (サーバ持込型)	
	500MB	1GB	5GB	10GB	30GB	50GB	100GB	10MB/s	100MB/s
契約数	-	-	-	-	-	-	-	6	3

	フレッツ・ コミュニケーション	フレッツ・ グループ
契約数	0	62,863

	フレッツ・ v6キャスト	フレッツ・ v6マイディスク
契約数	21	0

	I P 通信網県間区間伝送機能
契約数	75

	県間中継光ファイバの提供
芯線数	159

(注 1) フレッツ・オフィス(サーバ共用型・サーバ持込型)、フレッツ・コミュニケーション、フレッツ・グループ、フレッツ・v6キャスト、フレッツ・v6マイディスクの各サービスについては、県内・県間利用の区分はありません。

(注 2) フレッツ・オフィス ワイドの品目別の詳細については(添付資料 27)のとおりです。

(注 3) I P 通信網県間区間伝送機能については、地域 I P 網、次世代ネットワークに接続する総数です。

(2) 兵庫県『兵庫情報ハイウェイ』への高速 ATM リング専用サービスの提供及び、兵庫県による情報通信基盤構築に係る行政区域 - 異行政区域間におけるイーサネットインターフェース形式の回線サービスの提供

兵庫県『兵庫情報ハイウェイ』への高速 ATM リング専用サービスについては、平成 19 年 10 月まで兵庫県様にご利用いただいております。兵庫県による情報通信基盤構築に係る行政区域 - 異行政区域間におけるイーサネットインターフェース形式の回線サービスについては、平成 20 年度末現在、兵庫県様にご利用いただいております。

(3) IP電話サービスの県間伝送等料金設定

平成20年4月1日～平成21年3月31日

	通信回数(千回)	通信量(千時間)	平均通信量(秒)
利用状況	441,718	23,122	188

(4) 固定電話発 - 050 IP電話着の県間伝送料金設定

平成20年4月1日～平成21年3月31日

	通信回数(千回)	通信量(千時間)	平均通信量(秒)
利用状況	79,379	4,059	184

(5) 固定電話発 - 携帯電話着の県間伝送料金設定

平成20年4月1日～平成21年3月31日

	通信回数(千回)	通信量(千時間)	平均通信量(秒)
利用状況	52,749	1,957	134

(6) 地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に係る料金設定

平成20年4月1日～平成21年3月31日

	フレッツ・光プレミアム、フレッツ・v6アプリ
契約数	3,926千

(7) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定

	フレッツ・VPN ゲート	フレッツ・VPN ワイド
契約数	1	57

	フレッツ・キャスト	
	ベストエフォート型	帯域確保型
契約数	6	0

	地上デジタル放送IP再送信 事業者向けサービス
契約数	2

(注) フレッツ・VPNゲート、フレッツ・VPNワイド、フレッツ・キャスト、地上デジタル放送IP再送信事業者向けサービスの各サービスについては、県内・県間利用の区分はありません。

(8) 次世代ネットワークを利用した I P 電話サービスの県間役務提供・料金設定

平成 20 年 4 月 1 日 ~ 平成 21 年 3 月 31 日

	通信回数 (千回)	通信量 (千時間)	平均通信量 (秒)
利用状況	241	14	212

(9) イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定

	ビジネスイーサワイド
契約数	29

(注) ビジネスイーサワイドについては、県内通信のみを行う契約数も含まれています。

以 上

添付資料一覧

添付資料	資料項目	
1	「地域IP網と他事業者網との接続に関する条件」関連接続約款規定（抜粋）（特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能関連）	Pdf
2	「IP通信網県間区間伝送機能」関連接続約款規定（抜粋）	Pdf
3	光信号県間中継回線（県間中継光ファイバ）との相互接続の手続きについて（平成20年11月）	
4	事前調査申込回答書	
5	「中継系交換機能」関連接続約款規定（抜粋）	Pdf
6	「音声利用IP通信網サービス」関連接続約款規定（抜粋）	Pdf
7	「コロケーション」関連接続約款規定（抜粋）	Pdf
8	「一般番号ポータビリティ実現機能」関連接続約款規定（抜粋）	Pdf
9	「端末系交換機能」関連接続約款規定（抜粋）	Pdf
10	「地域IP網と他事業者網との接続に関する条件」関連接続約款規定（抜粋）（特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能関連）	Pdf
11	「次世代ネットワークと他事業者網との接続に関する接続条件」関連接続約款規定（抜粋）	Pdf
12	説明会資料 - NGN接続ルールに係る省令改正等に伴う接続約款変更の認可申請について（平成20年10月）	
12	説明会資料 - NGN接続料金の認可申請について（平成21年2月）	
12	説明会資料 - NGNにおけるIPv6インターネット接続サービスの実現方式について（平成21年2月）	
13	「地域IP網との接続に必要なインタフェース条件」接続約款技術的条件集（抜粋）	Pdf
14	「県間中継光ファイバとの接続に必要なインタフェース条件」接続協定規定（抜粋）	Pdf
15	「高速ATMリング専用サービスとの接続に必要なインタフェース条件」接続協定規定（抜粋）	Pdf
16	「他事業者網との接続に必要な中継交換設備インタフェース条件」接続約款技術的条件集（抜粋）	Pdf
17	「他事業者網との接続に必要な端末交換設備インタフェース条件」接続約款技術的条件集（抜粋）	Pdf
18	「イーサネットインターフェイス形式の回線サービスとの接続に必要なインタフェース条件」専用サービス契約約款（抜粋）	Pdf
19	「IPv6での接続に必要な収容局ルータインタフェース条件」接続約款技術的条件集（抜粋）	Pdf
20	「次世代ネットワークとの接続に必要なインタフェース条件」接続約款技術的条件集（抜粋）（IP通信網）	Pdf

21	「次世代ネットワークとの接続に必要なインタフェース条件」接続 約款技術的条件集(抜粋)(LAN型通信網)	Pdf
22	技術参考資料 IP通信網サービスのインタフェース <光初編> 第5版	Pdf
22	技術参考資料 音声利用 IP通信網サービスのインタフェース <第2種サービス タイプ2> 第3.0版	Pdf
22	技術参考資料 LAN型通信網サービスのインタフェース <ビジネスサイド編> 第2版	Pdf
23	コロケーション、光ファイバに関する情報開示の対応状況	Pdf
24	「他事業者情報等の適正利用に関する規程」概要	
24	社員向けパンフレット「他事業者情報管理の徹底に向けて」	
24	社員向けパンフレット「お客様情報保護運用ガイド」(社内用)	
24	社員等向けパンフレット「お客様情報保護運用ガイド」(委託先会社 用)	
25	費用(収益)項目別一覧	
26	募集要項 - NGN イーサネットサービスの県間中継事業者の募集 【西日本エリア内】(平成20年2月)	
26	募集要項 - NGN IP通信網・IP電話サービスの県間中継事業者 の募集 【西日本エリア内】(平成20年5月)	
27	フレッツ・オフィス ワイド契約状況(品目別詳細)	Pdf

資料3、4、12、24、25、26については、経営上の秘密に属する情報、または公開に馴染まない社内文書・規程類等を含むことから、公表を差し控えさせていただきます。